



進路だより

揖斐特別支援学校

キャリア支援部 第3号



～ 未来へはばたくみなさんへ ～

令和7年度 7月発行

◆新たな障害福祉サービスが開始されます！！◆

前回（第2号）でお知らせしたように、今回（第3号）では、**今年の10月から開始される「就労選択支援」**についてお知らせします。新たなサービスが開始されるにあたり、当校の進路担当者も5月から研修会に参加し、市町の福祉課に確認をしていますが、現場もあまり情報がなく現段階では、「現行の就労アセスメント」で行うのか「就労選択支援」でアセスメントを実施するのか決まっていない状況です。現在、高等部3年生でB型事業所を希望している生徒・保護者の方には、新しい情報が入り次第、手続きまでの流れを正確にお伝えします。

今回は、厚生労働省から3月末に発表された“就労選択支援実施マニュアル”を基に、特に重要となる箇所を掘り下げます。

Q1. 「就労選択支援事業」の制度が創設されるまでの経緯は？

現在の制度の課題として、「**就労能力や適性を客観的に評価し、可視化していく手法等が確立されていない**」点が挙げられています。必要な支援等がなく、継続して働くことができない障がい者の置かれた現状を解消するために、具体的な検討の方向性として、福祉・雇用それぞれの**サービス体系におけるアセスメントの仕組みの構築・機能強化**の流れを受け、障害者総合支援法により、「就労選択支援」が創設されました。

Q2. 選択支援事業では何をやろうとするのか（何が変わる）？

- ・ **本人が**就労能力や適性を客観的に評価する。
- ・ 本人の**強みや課題を明らかに**する。
- ・ 就労にあたって**必要な支援や配慮を整理**する。

具体的には？

※就労アセスメントの方法を活用し、本人との協同の上

①本人への情報提供等 ②作業場面等を活用した状況把握 ③多機関連携によるケース会議 ④アセスメント結果の作成・・・を実施する。

◎**結果を本人にフィードバックし、働き方等を一緒に考え、必要に応じて事業者等との連絡調整**をする。

Q3. 期待される効果は？

・ 本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。

⇒裏面へ

・本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、**関係機関と連携することにより**、本人にとって、より**適切な進路を選択することが可能**となる。また、**就労継続支援A型・B型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能**となる。

対象者は？

・**就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）を利用する意向のある者、現在利用している者。**

※**B型事業所を新たに利用する意向のある者**：令和7年10月から原則利用。

※**A型事業所を新たに利用する意向のある者**：令和9年4月から原則利用。

＜**就労選択支援事業者によるアセスメント**により、**就労面に係る課題等の把握が必要**>

★以下の場合は、**就労移行支援事業所等による就労アセスメント**を経たB型利用を認める

- ・近隣に**就労選択支援事業所がない場合**
- ・利用可能な**就労選択支援事業所が少なく、受けるまでに待機期間が生じる場合**

※現時点では、**西濃圏域に「就労選択支援事業所」としてサービスを提供する事業所がどれだけあるのか未定**です。行政からの情報が入りましたら、一覧表にまとめ配付します。

特別支援学校等の在学者に対する就労選択支援の実施について

・**特別支援学校等の在学者も就労選択支援の利用が可能**である。
・卒業後の進路選択を考える上で、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するために、**特別支援学校高等部の各学年で実施**できる。また、**在学中に複数回実施**することや、**校内作業実習及び現場実習のタイミングでの実施が可能**である。

～就労選択支援のアセスメントにおける作業観察について～

- 本人が**就労選択支援事業所に通所**して行う。
- 校内作業実習や現場実習の場面に**就労選択支援事業者が出向いて**、当該作業の観察を行う。

就労選択支援事業についてのまとめ

就労選択支援は、本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、**本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス**である。本人との協同による意思決定を支援するサービスであり、**就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか**の振り分けを行うものではありません。

※今回、「進路だより第3号」の作成に当たり、厚労省のHP上にある「**就労選択支援に係る通知・実施マニュアル（PDFファイル）**」を参考にしました。もう少し詳細を確認したい方は、一度検索してみてください。